

# 「BE KOBE 農産物」地域資源循環・環境保全促進事業審査要領

## 第1 目的

この要領は、「BE KOBE 農産物」地域資源循環・環境保全促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）第6条の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 審査対象

審査対象者は実施要領第3条の要件を満たしている応募者とする。

## 第3 審査期間

審査は「BE KOBE 農産物」地域資源循環・環境保全促進事業公募要領（以下「公募要領」という。）に定める審査期間に実施する。

## 第4 審査員

審査員は次の4名とする。

経済観光局西農業振興センター所長

経済観光局北農業振興センター所長

経済観光局農政計画課長

経済観光局農水産課長

## 第5 審査方法

- 1 審査員は、応募者が応募要件を満たし、公募要領で定めた応募書類がすべて整っていることを確認した後、以下に掲げる方法に基づき、審査採点表（審査要領様式第1号）により、実施計画書の妥当性について審査を行い、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付対象者」という。）を選定する。
- 2 補助金交付対象者の決定方法
  - (1) 応募申請書を基に、審査員は審査採点表の各項目の内容について採点する。
  - (2) 各審査員の評価点において、合計点が満点の6割以上の場合、補助金交付対象者とする。
  - (3) 複数の補助金対象者が選定され、予算を超えるときは、各審査員の合計値が高い順に予算の範囲内で補助金交付対象者を決定する。
- 3 審査の経過は応募者には通知せず、審査の経過についての問い合わせその他一切の照会には応じない。

## 第6 審査結果の通知

経済観光局農水産課長は、補助金交付対象者が決定後、速やかにすべての

応募者に対し通知する。

## 第7 事務局

審査の事務局は、経済観光局農水産課に置く。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか審査に必要な事項は、経済観光局長が定める。

## 附 則

この要領は、令和6年2月5日から施行する。